

各務原都市計画地区計画の変更(各務原市決定)

都市計画 テクノプラザ地区 地区計画を次のように変更する。

名称	テクノプラザ地区 地区計画	
位置	各務原市テクノプラザ 1 丁目の一部・2 丁目・3 丁目、 須衛町 2 丁目の一部・6 丁目の一部	
面積	約 64.1 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、Ⅰ期地区・Ⅱ期地区・Ⅲ期地区で構成された地区で、本市第2次新総合計画において、ロボット技術など科学技術に関する各種研究開発を行うⅠ期地区、知識産業・次世代産業などの立地を促進するⅡ期地区、先端技術製造業の計画的な誘致・育成を図るⅢ期地区として、本市の産業拠点の位置付けがされた地区である。</p> <p>また、当地区は、景観地区として市が目指す「公園都市」に相応しい機能的で快適な環境形成を図り、景観の統一性を確保して自然環境との調和を考えた新しいスタイルの産業団地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本市の産業拠点として、自然環境との調和を考えた新しいスタイルの産業団地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>当地区は、造成により道路・広場等の整備が既に適正に整備されている地区であるため、地区施設機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等の用途の制限をすることにより、土地利用の方針による自然との調和を考えた新しい産業団地の形成を図る。</p>
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2(を)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(11) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(12) 自動車車庫又は倉庫(前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。)</p>

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

<変更の理由>

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)により創設された「幼保連携型認定こども園」について、地区整備計画において「保育所」と同様に建築の制限を課すもの。

また、本地区計画の地区整備計画に記載された建築物の用途制限に係る表記(「ゲームセンター」及び「カラオケボックス」)を建築基準法による表記に見直すもの。